

# 泉南市小中学校 スマートフォン等取扱い ガイドライン

これからの時代を生きる子どもたちにとって、スマートフォン等は必要不可欠なものとなるでしょう。この便利なツールは、たくさんの情報収集や、災害・犯罪から身を守ることに役立つ一方、過度の依存症やトラブルの危険性も持っています。

このガイドラインは、保護者が子どもにスマートフォン等を持たせるときの約束や、子どもが学校に持ち込むときのルール等について書いています。

子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、保護者と学校、そして社会全体で協力していきましょう。



2019（令和元）年10月



泉南市教育委員会

# 目次

ガイドラインの心	2
保護者のみなさまへ	3
児童・生徒のみなさんへ	4
小中学校関係者のみなさまへ	5
同意確認書（別紙）	7
各種相談窓口（参考）	8
市が行ったアンケート調査（参考）	



泉南市のマスコットキャラクター  
泉南熊寺郎

大人が変われば子どもが変わる。子どもが変われば未来が変わる。  
大人自らがスマートフォン等を適切に使い、子どもに行いで示していきましょう！

※本ガイドラインにおける「スマートフォン等」とは以下のものを示します。

- ・子ども向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外にインターネット閲覧などが可能なスマートフォンや携帯電話  
また、それらの付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

注）タブレット端末や携帯ゲーム、音楽プレーヤーは含みません。

# ガイドラインの心



泉南市教育委員会が実施した「携帯電話・スマートフォンに関する調査(R1.6-7)」から、現在、スマートフォン等を持っていると回答した小学校児童（4～6年生）が約51%、中学校生徒が約80%いることがわかりました。健全育成と防災・防犯の観点から、共通のルールが必要な時期に来ております。

そこで、泉南市教育委員会として、以下の心（考え方）でもって、保護者が子どもにスマートフォン等を持たせるときの約束や、学校に持ち込むときのルールなどについてガイドラインを示すことにしました。

なお、このガイドラインは、児童生徒がスマートフォン等を持つことを推奨するものではありません。

## ガイドラインの心

- 保護者は、子どもがスマートフォン等を持つかどうか、またはどのように使うかを、子どもとよく話し合ってください。
- 保護者と学校は協力して、子どもに自制心や社会のルールを守る強い心が育つようにしましょう。
- 学校生活では、スマートフォン等は必要ありません。  
ただし、登下校時の防災・防犯のために学校にスマートフォン等を持つてくるときは、同意確認書を提出し、その内容を守ってください。  
でも、原則として学校では使用できません。
- 学校で授業中などにスマートフォン等を使用し、授業に参加しなかったり、妨害したりするときは、きびしく指導します。
- 学校は、紛失や故障などの責任を負いません。

# 保護者のみなさまへ

子どもの健全育成のため、児童生徒の段階で自制心などが養えるよう、学校と協力して進めてまいりましょう。



## 1. 子どもに持たせることについて

子どもに持たせるかどうかは、各御家庭で判断するものです。

子どもに持たせるときは、下記を参考に、保護者が全責任をもってください。

### 持たせるときのポイント

- スマートフォン等にはフィルタリングを必ず設定してください。
- 使用上のマナーや危険な行為などについて話し合ってください。
- 「保護者の目の届く範囲で使う」などの使い方を子どもと話し合い、利用時間や利用場所を保護者が責任をもって決めるなど、各御家庭で「オリジナルルール」をつくりましょう。
- 個人情報の流出や他人による不正な使用（乗っ取り）等を防ぐため、保護者もわかるようパスワード等を設定してください。
- インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があったときは、すぐに学校や警察、各種相談窓口（別掲）等に相談してください。

## 2. 学校への持ち込みについて

学校は学習の場であり、スマートフォン等は必要ありません。

防犯・防災のために持ち込むときは、同意確認書（別紙）が必要です。

学校内での使用はできません。電源を切ってかばんにしまってください。

児童生徒が同意確認書の内容に従わないときは、学校の指導に御協力ください。

### 登下校時に持たせるときは

- 別紙の「同意確認書」の項目を御家庭で確認してチェックし、署名・捺印して学校に提出してください。

# 児童・生徒のみなさんへ



スマートフォン等を持つか持たないかは、家庭でよく話し合しましょう。  
もし持つときは、使い方を家庭でよく話し合しましょう。  
学校に持ち込む必要があるときは、先生の指導に従ってください。

## 1. スマートフォン等を持つときは

これらのことを約束してください。

- スマートフォン等を使う時間は、平日は30分、休日は60分以内とします。
- 自分や他人の画像・映像や個人情報を、気軽に他人に送ったり、SNS（LINEやインスタグラム等）にのせたりしません。隠し撮りやその他の犯罪につながることもしません。
- 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりすることはしません。
- SNSやインターネット上で知り合った人とは絶対に会いません。
- どんな時でも誰に対しても、SNSやメールを使った仲間はずしや他人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは行いません。

## 2. 学校へ持ってくるときは

学校は学習の場であり、スマートフォン等は必要ありません。  
防犯・防災のために持ってくるときは、同意確認書（別紙）が必要です。  
学校内では使用できません。電源を切ってかばんにしまってください。  
同意確認書の約束に従わないときは、学校が預かるなどきびしく指導を行います。

- 別紙の「同意確認書」の内容を家庭で確認してチェックし、名前を書いて学校に提出してください。**

### ◎ みんなで考えましょう！

スマートフォン等は、これからの暮らしにはなくてはならないものになるでしょう。  
上手に付き合っていく方法について、児童会や生徒会で話し合いを進めてください。

# 小中学校関係者のみなさまへ



## 1. スマートフォン等の取扱いに関する基本的な考え方

子ども達がスマートフォン等を適切に使いこなす力を身につけられるよう、同意確認書をもとに、教育的観点から、以下のことを保護者と協力して指導してください。

学校で	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) スマートフォン等を持つ目的は、登下校中の防災・防犯に限定します。</li><li>(2) 登下校中はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では使用を禁止します。</li><li>(3) 校内では、使ってはいけません。電源を切ってかばんにしまい、学校の指示があるとき以外は決して出してはいけません。</li><li>(4) このことに従わずに、かばんから出したり、使ったりした場合は、学校が預かって保護者に直接返却するなど、学校と保護者が協力して指導します。</li><li>(5) 登下校中に持たせる場合、登下校中及び校内における破損・盗難・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。</li></ul>
使い方	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 長時間使用しない。</li><li>(2) SNS 等を通して、いじめや誹謗中傷をしない。</li><li>(3) 勝手に画像・映像を撮ったり、画像・映像・その他個人情報の流出や拡散をしたりしない。</li><li>(4) 違法行為や社会で許されない行為の SNS 等への投稿をしない。</li><li>(5) オンラインゲーム等で高額課金をしない。</li><li>(6) SNS 上で知り合った人と会ったり、画像・映像を送受信したりしない。</li><li>(7) その他、犯罪被害や違法行為と関わらない。(盗撮、詐欺、いわゆる JK ビジネスや、違法なダウンロード等)</li></ul>

## 2. 緊急時の保護者との連携について

緊急時の保護者連絡を含めた対応については、学校の定める緊急対応マニュアルに従って行うこと。また緊急時における学校からの必要な連絡は、マニュアル等に従い、従来どおり、一斉メールや HP への掲載、電話連絡等で直接保護者に行うこと。

## 3. 適切な使用に関する指導

学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、スマートフォン等やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。

- ◇児童生徒は、今後、情報化社会に適応していく必要があることから、スマートフォン等を所持しているか否かに関わらず、全ての児童生徒に対して指導を行うこと。
- ◇スマートフォン等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のために、児童生徒の実態や課題に応じた指導を行うこと。その際、



- ・「いじめ対応プログラム（1、2および実践事例集）」
- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（大阪府教育庁）
- ・「平成30年度大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」（大阪府青少年課）等 も活用すること。

◇児童生徒のコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、スマートフォン等の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

#### 4. 生じたトラブル・いじめ等への対応

- (1) スマートフォン等に関わるトラブル等が生じた場合、学校は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめが生じた場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努める。
- (2) スマートフォン等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等については、「5つのレベルに応じた問題行動対応チャート」、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や学校のいじめ防止基本方針等を活用し、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応する。

#### 5. 教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について

- (1) 学校は、スマートフォン等に関わる危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得や、トラブルやいじめ等への対処方法の確認を行う。
- (2) 学校は、保護者に対し、研修会等を通じて、スマートフォン等の危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容等について、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口等についても児童生徒や保護者に対し、情報提供を行う。

ネットいじめやトラブルの相談機関の例（参考）・・・8ページに記載
----------------------------------

#### 6. スマートフォン等を持たせる場合の同意確認書について

ガイドラインに従って登下校に限りスマートフォン等を持たせることを希望する家庭には、別紙の同意確認書の提出を求めてください。

**★今後、教育委員会においても、学校の取組を支援してまいります！**

年 月 日

泉南市立〇〇〇学校 様

## スマートフォン等の取扱いに関する同意確認書

次の全ての事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、子どもに登下校中スマートフォン等を所持させたいので、同意確認書を提出します。

〈注1〉 1～9の事項を読み、同意・確認できる項目の全てのボックスをチェック（✓）して、直筆で署名してください（保護者は捺印も）。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中にスマートフォン等を所持することはできません。

〈注2〉 年度が変わるごとに提出してください。

同意確認事項		保護者 ✓	児童生徒 ✓
1	登下校中は、かばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では使いません。歩きスマホはしません。		
2	学校内では、電源を切ってかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は使いません。		
3	スマートフォン等の所持について、本同意確認書や学校のルール等が守れない場合には、学校が預かって保護者に返却したり、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限したりする等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どものスマートフォン等への連絡はしません。		
5	適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	スマートフォン等の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とし、学校に責任を求めません。		

年 組 番

児童・生徒署名 \_\_\_\_\_ 保護者署名 \_\_\_\_\_ 印



(参考)

## 各種相談窓口

(ネットいじめやトラブルの相談機関の例)

### ○泉南市教育委員会指導課

電話 072-483-3671 電子メール shido@city.sennan.lg.jp

### ○すこやか教育相談（大阪府教育センター）

- ・子どもからの相談（すこやかホットライン）

電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

- ・保護者からの相談（さわやかホットライン）

電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

- ・教職員からの相談（しなやかホットライン）

電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

### ○子ども家庭相談室（受付時間 月・火・木曜日 10：00～20：00）

電話 0120-928-704

### ○泉南警察署

電話 072-471-1234（緊急時は110番）

### ○子どもの人権110番（大阪法務局・大阪府人権擁護委員会連合会）等

電話 0120-007-110（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

#### 【参考資料】

◎「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(大阪府教育委員会 平成21年3月)

◎「平成30年度大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」(大阪府青少年・地域安全室青少年課)



## 泉南市小中学生 携帯・スマホ等のアンケート調査報告

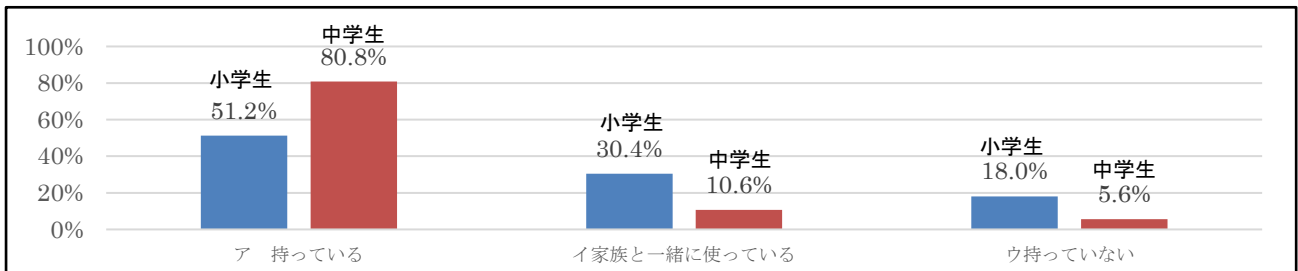
泉南市立学校に通う小学 4 年生から中学 3 年生の皆さんに「携帯・スマホ等のアンケート調査」を行いました。皆さんのご協力、大変ありがとうございました。

この調査結果をもとに、教育委員会では、これから皆さんがさまざまな情報機器等を上手に活用していけるよう「泉南市の携帯電話・スマートフォン等の使用に関する指針」の作成をすすめます。

◆<調査対象> 泉南市立学校に通う小学4～6年生、中学1～3年生 <調査期間> 令和元年6月25日～7月19日  
(各学校で調査日を決定して行いました)

### アンケート結果より

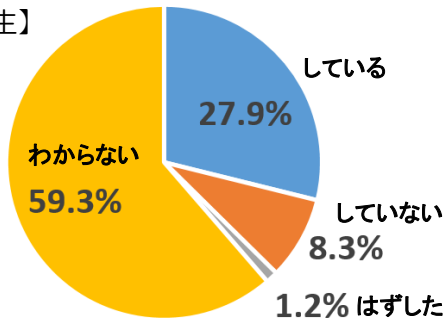
#### ●自分だけの携帯電話やスマホ等の所有率は、小学生が51%、中学生が80%！



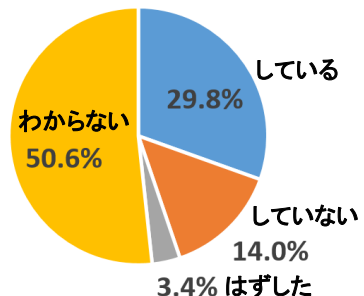
(内訳) 小4 (44%)、小5 (50%) 小6 (60%) 中1 (74%) 中2 (84%) 中3 (85%)  
「家族と一緒に使用する」割合を含めると、小学生では8割を、中学生では9割を超えます。

#### ●所有しているスマホ等に、「フィルタリング」を設定しているか？

【小学生】



【中学生】



\*所有している小学生の約6割、中学生の約5割は「わからない」と回答しています。  
\*フィルタリングをしている割合が、小中学生ともに約3割となっています。

#### ●スマホ等は、何をするために使っているの？

	小4	小5	小6	中1	中2	中3
1位	通話・メール	ゲームをする	ゲームをする	LINE	LINE	LINE
2位	ゲームをする	動画や写真	動画や写真	調べもの	音楽を聴く	音楽を聴く
3位	動画や写真	通話・メール	調べもの	ゲームをする	調べもの	動画や写真

#### ●スマホ等の1日の使用時間はどのくらい？

- 「2時間以上」と答えた人が、小学生で約30%、中学生で約54%ありました。
- 「1時間以上」使用している人は、小学生で約49%、中学生で約77%ありました。

#### ●スマホ等を、夜何時まで使っているの？

- 【小学生】夜9時まで使用している割合が、最も多いです。
- 【中学生】夜9時から12時まで使用している割合が、全体的に多いです。

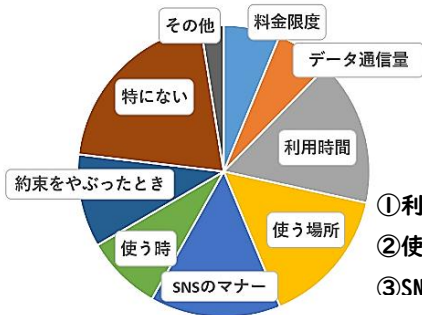


## ●スマホ等を使うことについてルールは決めているの？

小中学生ともに約4割の人が「特にルールはない」と回答しています。

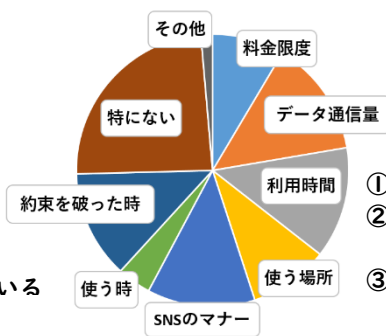


【小学生】



- ①利用時間を決めている
- ②使う場所を決めている
- ③SNSのマナーを決めている

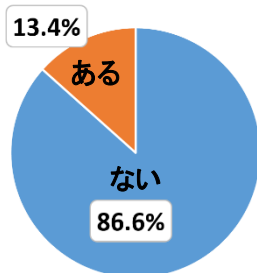
【中学生】



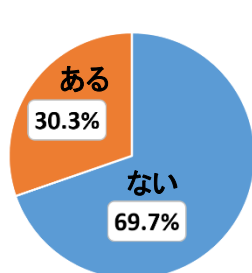
- ①データ通信量を決めている
- ②約束をやぶった時のことを決めている
- ③利用時間を決めている

## ●スマホ等を使って、トラブルに巻き込まれたことはありますか？

【小学生】



【中学生】



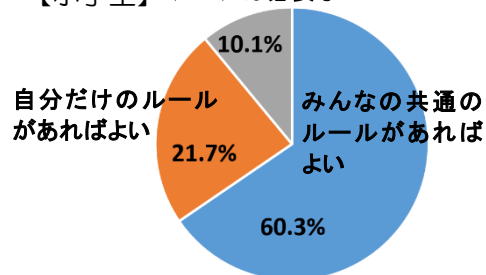
「トラブルになったことがある」  
→小学生 13.4% →中学生 30.3%  
\*トラブルの内容について（多い順）  
①「メールがもとでけんかになった」  
②「知らない人からメールがきた」  
③「いやなことを書かれた」  
④「写真や動画でいやな思いをした」など

## ●スマホ等の使用について、必要だと思うことは？ <小中学生とも>

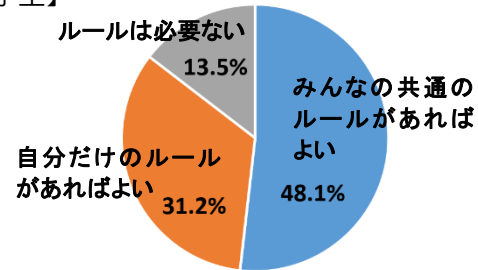
- ◎地震などの大きな災害で自分の安全を家族に知らせる時
- ◎家族や友だちに急いで伝えたいことがある時
- など

## ●携帯電話・スマホ等についてのルールが必要だと思いますか？

【小学生】



【中学生】



\*約8割の子どもたちは、何らかのルールが必要であると考えています。

## ●携帯・スマホ等についてルールをつくらしたら、どんなルールがあればよいですか？

ルールの内容	小学生	中学生
・自分や家族の個人情報を守ることについて	60.6%	58.9%
・友だちの個人情報を守ることについて	49.9%	55.9%
・友だちなど相手の気持ちを考えることについて	48.6%	51.9%
・夜、何時まで使うのかについて	46.1%	32.5%
・使う時間の制限について	45.0%	25.9%
・使う場所について	35.2%	32.1%
・学校内の教室やろうかですら通話やメールをすることについて	13.5%	14.8%
・ルールは必要ない	3.5%	4.4%

◆御家庭でお子様といっしょに、スマホ等のルールについて話し合ってみてください。